



週刊

こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047(752)0453 植田 進 ☎047(487)9754
伊原 忠 ☎047(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第333号

2017年9月4日

発行

日本共産党
八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

廃止したはずの「育休退園」が続いてる

保育園に通う0～2歳児がいる母親が出産し、育児休業を取得した場合、園児を原則退園させることを「育休退園」といいます。八千代市は2014年度まで「育休退園」制度を運用していました。

政府は育児休業中の保育について「子ども子育て支援法」の施行規則に「育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」という文言を明記しました。

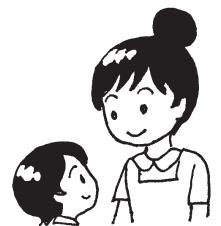
この規則改正を機に八千代市は、2015年4月から「育休退園」制度を廃止し、保護者が育休を取得しても園児の保育を継続できるようにしました。八千代市の廃止は、マスコミ各紙が報道し全国的に知られました。ところが、この間育児休業を取得したことを理由に、園児が退園させられていることがわかりました。

「育休退園」判断は園長任せに

八千代市は3歳児未満の児童について、「在園児童の発達上、環境変化が好ましくないという状況について『当該児童についての施設長の意見』を勘案して、育児休業期間中の継続在園を認めることとします」（「保育等利用案内」）としています。

一読すると継続在園を認めるかのようですが、環境変化が可能な児童は退園させるということです。実態はこれが「育休退園」の理由づけになっています。個々の保育園の園長の判断では、判断に差異が出ることは避けられません。

行政の公平性からも問題があります。さらに市は「育休退園はしていない」と事実も認めず、その実態をも把握しようとしていません。市の事実上の責任放棄です。



認可保育所を増やす待機児童対策を

2015年4月から「育休退園」を廃止したといいながら、事実上「育休退園」を行っている八千代市のこうしたやり方は重大です。なんら根本的な待機児童対策にはなりません。居場所がなくなった子どもの気持ちを混乱させるだけです。

児童福祉法では、両親が共働きなどで保育できない子どもを、市町村は保育所で保育しなければならないと定めています。待機児童対策は、認可保育所をふやして解決することを大原則に、保育士の賃金引き上げなどで保育士不足を解消し、必要とするすべての子が保育所に入れようとする必要があります。八千代市に公的保育の役割をしっかりと担うよう求めていきます。